

○金ケ崎町自動車産業振興（車両購入）事業補助金交付要綱

令和2年6月30日告示196号

改正

令和3年2月12日告示第8号

令和4年2月25日告示第12号

令和5年4月1日告示第44号

金ケ崎町自動車産業振興（車両購入）事業補助金交付要綱

（目的）

第1 この要綱は、町内自動車産業の振興・発展を図ることを目的として、対象自動車を購入する者に対し、予算の範囲内で購入費用の一部を補助することについて、金ケ崎町補助金交付規則（昭和42年金ケ崎町規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）個人とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民基本台帳に登録されている者をいう。
- （2）事業者とは、町内に事務所又は事業所を有する法人をいう。
- （3）新規登録とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第9条の規定による新規登録をいう。

（補助金の交付対象者）

第3 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす個人又は事業者とする。

- （1）新規に対象自動車を購入すること。
- （2）新規登録の日から起算して1年以上前から引き続き町内に住所を有すること。
- （3）対象自動車の使用の本拠の位置が町内であること。
- （4）町税を滞納していないこと。

（補助金の交付対象自動車）

第4 補助金の交付対象となる自動車は、町内に完成車組立工場を置く企業が国内で生産する対象自動車で、令和2年7月1日以降に新規登録されたものとする。

ただし、リース契約によるものは除く。

（補助金の交付額）

第5 補助金の交付額は、別表に定める額とする。

- 2 補助金の交付は、毎年度、交付対象者が個人にあっては1人あたり1台とし、事業者にあっては1事業者あたり1台とする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象自動車の新規登録の日から3月以内に、金ケ崎町自動車産業振興(車両購入)事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 対象自動車の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項
- (2) 対象自動車の自動車売買契約書の写し
- (3) 対象自動車の購入代金の領収書(分割払いの場合は、その契約書等)の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7 町長は第6の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、金ケ崎町自動車産業振興(車両購入)事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8 申請者は、第7の規定による通知を受けたときは、金ケ崎町自動車産業振興(車両購入)事業補助金請求書(様式第3号)を町長に提出するものとし、町長は請求書が提出されたときは速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) この要綱の各規定に違反したとき。
- (4) その他、町長が不当と認めるとき。

(補助金の返還命令)

第10 町長は、第9の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第5条関係）

種別	交付額（1台）
町内に所在する工場で生産された車両（町外に所在する 工場と同じ車両が生産された場合も含む。）	50,000円
町外に所在する工場で生産された車両	30,000円